

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第68号
事故等種類	転覆
発生日時	平成26年6月14日（土） 05時05分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市 ^{かんむり} 冠島 ^{たてがみ} 北方の立神グリ 舞鶴市所在の成生岬 ^{なりゆう} 灯台から真方位340° 5.8海里付近 （概位 北緯35° 41.6′ 東経135° 25.3′）
事故等調査の経過	平成26年6月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーモーターボート アリエル、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	270-40037 京都、株式会社エスフォース
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、冠島北方の立神グリ（以下「本件釣り場」という。）に到着し、船首を北方に向け、船外機を停止して漂泊を開始した。</p> <p>船長は、船尾部に立ち、同乗者が船首部に立ってそれぞれ釣りを行っていたところ、船首方約20～30mのところに白波がたっているのが見えたので、暗岩に接近していると思い、船外機を始動し、操縦レバーを前進に入れ右舵一杯に切った。</p> <p>本船は、右旋回中、平成26年6月14日05時05分ごろ、うねりを左舷船尾方に受け、右舷側に転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、転覆した本船の船底に上がって118番通報を行い、近くを航行中の遊漁船に発見、救助され、マリーナに搬送された。</p> <p>本船は、巡視艇により、マリーナにえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：うねり 波向北西、波高約1m</p>
その他の事項	<p>船長は、同乗者が、船首部で前を向いて釣りを行っているの、前方の暗岩に近づいたら、知らせてくれると思っていた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、本件釣り場には、北西から来るうねりとは別に、たまに、西から来る約1mのうねりを認めていた。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり</p> <p>本船は、本件釣り場において、船長が、前方の暗岩を避けようとして船外機を始動し、右旋回中、左舷船尾方から波高約1mのうねりを受けたことから、転覆したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件釣り場において、船長が、前方の暗岩を避けようとして船外機を始動し、右旋回中、左舷船尾方から波高約1mのうねりを受けたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船尾から波浪を受けないように留意すること。 ・ 救命胴衣等の着用を努めるとともに、適切な着用を心掛けること。